「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第八項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」に改める。

第六十七条の十五第一項中「及び第六号」を「、第三号及び第七号」に改め、同条第三項中「、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項の」を「及び第八項並びに第六十六条の九の四第一項及び第七項の」に、「、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項中「内国法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人を除く。以下この項において同じ。）が」を「中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第八項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、第六十六条の九の四第一項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」に改める。

第六十七条の十七第一項中「第九項」を「第十一項」に改め、同条第二項中「第九項及び第十一項」を「第十一項及び第十三項」に改め、同条第三項中「第九項」を「第十一項」に改め、同条第五項中「同条第二号」を「同法第百四十一条第二号」に改め、同条第六項中「第九項」を「第十一項」に改め、同条第七項中「第四十二条の二第一項」を「第四十二条の二第六項第一号」に改め、同条第一項第一号から第三号までに掲げる債券に係る同項に規定する債券現先取引又は同項各号に掲げる有価証券（以下この項において「対象証券」という。）に係る」を削り、「証券貸借取引につき、同項」を「振替債等に係る特定債券現先取引等につき、同条第六項第二号」に、「から支払」を「（以下この項及び第九項において「特定金融機関等」という。）から支払」に、「（同項」を「（同条第一項」に、「から生ずる」を「（第九項において「債券現先取引」という。）から生ずる」に、「又は同項に」を「又は同条第一項に」に、「による同項に規定する」を「による」に、「対象証券の」を「同項各号に掲げる有価証券の」に改め、同条第八項中「前項」を「前項の規定」に、「」と、「特定利子の」を「の規定」と、「及び前項」とあるのは「及び同条第七項」と、「当該前項」とあるのは「当該同条第七項」と、「支払を受ける利子に係る」に改め、「同項に規定する」を削り、「の」と、「当該特定利子」を「（以下この項において「貸借料等」という。）に係る」と、「には、同項」とあるのは「には、同条第七項」と、「同項に規定する支払を受ける利子について」とあるのは「貸借料等について」と、同項第一号及び第三号中「利子」に、「当該貸借料等」を「貸借料等」に改め、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「及び」を「、第九項及び」に改め、「貸借料等」の下に「、第九項に規定する差益」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9　第四十二条の二第三項に規定する特定外国法人（次項において「特定外国法人」という。）が、平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において開始した同条第三項に規定する振替国債に係る特定債券現先取引につき、特定金融機関等から支払を受ける債券現先取引から生ずる差益として政令で定めるものについては、法人税を課さない。

10　第四十二条の二第四項の規定は、前項に規定する差益の支払を受ける特定外国法人について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは「第六十七条の十七第九項」と、「支払を受ける利子」とあるのは「差益」と、「当該利子」とあるのは「当該差益」と読み替えるものとする。

第六十八条の二中「、法人税法」を「、同法」に、「営む」を「行う」に改める。

第六十八条の二の三第一項中「営む」を「行う」に、「、法人税法」を「、同法」に改め、同条第二項中「営む」を「行う」に、「営まれる」を「行われる」に、「、法人税法」を「、同法」に改め、同条第三項中「、株式交換完全子法人」の下に「（法人税法第二条第十二号の六に規定する株式交換完全子法人をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「営む」を「行う」に、「の当該」を「（同条第十二号の六の三に規定する株式交換完全親法人をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）の当該」に、「おける法人税法」を「おける同法」に、「法人税法第二条第十二号の十六イからハまでの規定」を「同法第二条第十二号の十七イ」に、「、同法」を「、同号ロ中「その株式交換等」とあるのは「その株式交換等（租税特別措置法第六十八条の二の三第三項に規定する特定グループ内株式交換に該当するものを除く。）」と、同号ハ中「その株式交換」とあるのは「その株式交換（租税特別措置法第六十八条の二の三第三項に規定する特定グループ内株式交換に該当するものを除く。）」と、同法」に改め、同項第二号中「第二条第十二号の十六」を「第二条第十二号の十七」に改め、同条第四項中「、法人税法」を「、同法」に改める。

第六十八条の三第一項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同条第二項中「旧株」を「所有株式」に、「有していた」を「有する」に、「及び第十六項」を「及び第十七項」に、「交付されなかつたもの（」を「交付されたものに限る。）」に、「交付されなかつたもの（租税特別措置法」を「交付されたものに限るものとし、租税特別措置法」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「第四項」を「第八項」に、「金銭等不交付分割型分割」を「金銭等不交付株式分配」に、「同条第一項第三号」を「同条第一項第二号」に、「第二十四条第一項第二号」に改め、同条第三項中「適格株式交換」を「法人税法第二条第十二号の十七に規定する適格株式交換等」に、「法人税法第六十一条の二第八項」を「同法第六十一条の二第九項」に改める。

第六十八条の三の二第三項中「、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項の」を「及び第八項並びに第六十六条の九の四第一項及び第七項の」に、「、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項中「内国法人が」とあるのは「内国法人（第六十八条の三の二第一項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人を除く。以下この項において同じ。）が」を「中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、第六十六条の九の四第一項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」に改める。

第六十八条の三の三第三項中「、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項の」を「及び第八項並びに第六十六条の九の四第一項及び第七項の」に、「、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項中「内国法人が」とあるのは「内国法人（第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人を除く。以下この項において同じ。）が」を「中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、第六十六条の九の四第一項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」に改める。